

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
下記のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月21日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例

新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例
第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に
達するまでの子」に改め、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の
親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとし
て規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この
項において同じ。）」を削り、同条第4項中「除く。」が、規則で定
めるところにより、当該子を養育」とあり、「の次に「並びに」を加
え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところによ
り、当該子を養育」とあり、「及び「（職員の配偶者で当該子の親で
あるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規
則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項に
において同じ。」」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項にお
いて「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月23日条例第4号）

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2（略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるとこ ろにより、当該子を養育するためには、当該請求をした職員の業務を 処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定 する勤務（災害その他他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）を おいて同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるとこ ろにより、当該子を養育するためには、当該請求をした職員の業務を 処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時 間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならな い。</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用す る。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同 項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る 家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護 するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同 法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他の これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで及び第8 条の4第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるもの が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同 じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者 に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるとこにより、当該子 を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ る職員が、規則で定めるとこにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項 に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるとこにより、当該要介護者を介 護」と、第1項中「深夜における」であるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時 まで）における」である。</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2（略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるとこにより、当該 子を養育するためには、当該請求をした職員の業務を処理するための措 置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害そ の他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）を させてはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該 子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定 める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規 則で定めるとこにより、当該子を養育するためには、当該請求をした場合には、当該請 求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさ せてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用す る。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同 項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る 家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護 するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同 法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他の これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで及び第8 条の4第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるもの が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同 じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者 に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるとこにより、当該子 を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるとこにより、当該 子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ る職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育すること ができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下こ とができます」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時 まで）における」とある。</p>

	改正後	改正前
(1)	職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施	
(2)	介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	
(3)	その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	